

MIRAI Consulting ASEAN News Letter 第5号 September, 2017

トピック

1. **フィリピン：2017年版投資優先計画（Investments Priorities Plan：IPP）**
 ～ドゥテルテ政権発足後、初めての投資優先計画 2017年版が 2017年2月に署名され、フィリピン政府が 2017-2019年において、外国からの投資を含む優先分野が明確になっています。～
2. **マレーシア：マレーシア・グローバル・イノベーション&クリエイティビティー・センター（MaGIC）の活動**
 ～マレーシアおよびASEANのスタートアップ企業と、投資家を繋げる政府系企業 MaGICの役割と、その新しい試みとなる「ASEAN Activate program」を紹介しています。～
3. **シンガポール：移転価格税制**
 ～2015年以降、OECD BEPS対応を考慮した制度への取り組みが行われています。～
4. **[連載①] ASEANにおける地域統括会社（RHQ）の有効活用（シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン）**
 ～ASEANにおける地域統括会社（RHQ）の設立・運営について、その考慮事項の一つとなる、各国が与える優遇措置について説明します。～
5. **国際税務の基礎知識：Q「租税条約」とはなんですか？**
6. **ニュース（M&A/ビジネスマッチング案件、セミナー情報など）**

1. フィリピン：2017年版投資優先計画（Investments Priorities Plan：IPP）

フィリピンでは、ドゥテルテ政権発足後、初めての投資優先計画（Investments Priorities Plan：IPP）2017年版が 2017年2月に署名されました。これは、政府が 2017-2019年の向こう2年間において、優先的に経済的奨励措置やその他奨励措置を与える経済活動を示すもので、ドゥテルテ政権の意図が反映されたものとなっています。

具体的な投資を奨励する分野は下記のとおりであり、2014年版投資優先計画と比較すると、より経済をけん引する分野が新たに追加されている点、零細・中小企業や環境への配慮がなされている点が特徴と言えます。また、1および2については、一部のプロジェクトについて、首都圏マニラ以外の場所に限定している点など、地方の活性化にも焦点が当てられています。

（2017-2019年における投資奨励事業分野）

No.	2017年版投資優先分野	2014年版との比較
1	工業品の製造活動および農産品加工	製造業（農産品加工は明記なし）
2	農業、漁業および林業	農業、漁業（林業は明記なし）
3	戦略的サービス（集積回路設計、創造産業・ナレッジベース・サービス、航空機の保守、代替エネルギー自動車用充電／燃料補給ステーション、産業廃棄物処理、電気通信、工業プラント及びインフラの最先端工学）	サービス業
4	医療サービス	病院
5	集合住宅（1ユニットあたり2百万ペソを上限価格とする開発、賃貸用の市	経済的かつ低コストの住宅

	内低価格住宅供給プロジェクト)	
6	インフラおよび物流	インフラおよび物流
7	革新をけん引する事業分野 (研究開発活動など)	新規
8	インクルーシブ・ビジネス (IB) モデル (農業及び観光業の大企業が、零細・小企業に対してバリューチェーンの一部としての事業機会を提供)	新規
9	環境又は気候変動関連プロジェクト	新規
10	エネルギー分野 (天然資源もしくは原材料の効率的な使用、汚染防止又は温室効果ガス排出の削減に貢献するもの)	エネルギー

これを受けて、フィリピン投資委員会は、この投資優先計画の実施に必要な規則を制定することになり、具体的な優遇措置や、その資格及び要件が今後決まってくることとなります。また、「外国投資ネガティブリスト」については、近々公表される予定となっており、通信や公共事業分野での出資上限引き上げ（現行は40%が、70%まで引き上げられる意向）が盛り込まれる見込みです。

(Somera Penano & Associates・フィリピン・ジャパンデスク)

2. マレーシア：マレーシア・グローバル・イノベーション&クリエイティビティー・センター (MaGIC) の活動

マレーシアにはセクターごと、地域ごとに政府系企業があり、マレーシアの国益のため、それぞれのミッションを掲げて投資誘致活動などを行っています。

この中で、マレーシア・グローバル・イノベーション&クリエイティビティー・センター (MaGIC) は、スタートアップ企業・起業家と投資家を繋ぐ役割を担う目的で、2014年に設立されました。最近では、マレーシアに限らず、ASEAN 各国の起業家に対してもその活動を広げています。

過去に2度実施された、「MaGIC アクセラレーター・プログラム (MAP)」は、参加スタートアップ企業 225 社が、起業家育成のための4ヶ月のプログラムを受講しました。

一方で、投資家となるマレーシアの企業が、それぞれの経営課題を抽出、それに対しスタートアップ企業がアイデアを出し解決させることで、スタートアップの早期収益化に結び付ける支援をしています。

今回、新たな試みとして「ASEAN Activate

program (<http://www.magicactivate.com/>)」を立ち上げています。これは下記のような流れで、スタートアップ企業と、日本を含む各国の投資家を繋げる、ウェブをベースとした試みです。

(ASEAN Activate program のスキーム)



2017年12月5-6日には、クアラルンプールにて、マッチング形式によるイベントも開催される予定です。

3. シンガポールの移転価格税制

☑ 移転価格制度の動き

シンガポールでは、2006年2月に初めて移転価格に関するガイドラインが公表されました。その後、個別項目に関するガイドラインが次々に公表されていましたが、2015年1月に、これまで個別に出されてきたガイドラインを統合し、OECDの流れに沿った包括的ガイドラインを公表しました。

2016年6月には、OECD BEPS^(注1)の枠組みに参加し、国別報告書(CbCR)の施行を公表しました。

(国別報告書(CbCR)の作成要件)

- ・ 対象：連結売上高が11億2,500万S\$を超える、シンガポール居住の多国籍企業
- ・ 摘要開始：2017年1月1日以降に開始する会計年度以降適用
- ・ 提出期限：会計年度末から12ヶ月以内(最も早い期限で、2018年12月31日)

(S\$=シンガポールドル)

2017年1月には、「2017年移転価格ガイドライン」が公表されました。このガイドラインは、独立企業間原則やリスク重視に関する追加ガイダンス、移転価格文書に含める追加情報要件、文書作成の免除要件の追加、を規定しています。

☑ 移転価格文書作成の免除要件

下記の要件に該当する場合、移転価格文書の作成は免除されます。

(移転価格文書作成の免除要件)

- ・ 関連者間取引(売上、仕入、借入および貸付)において、会計年度における各取引金額が1,500万S\$を超えない場合
- ・ その他の関連者間取引(例として役務提供、ロイヤリティ、レンタルおよび保証)において、会計年度における各取引金額が100万S\$を超えない場合
- ・ 関連者間におけるシェアードサービスの提供に関し、コストに5%のマークアップを適用している場合
- ・ 関連者間の金銭消費貸借取引における金利に、指針スプレッドが適用される場合

☑ 法人税確定申告時における開示要件

2017年1月1日以降に開始する会計年度以降より、法人税申告の際、関連者間取引を報告するフォームが導入されます。

確定申告書(Form C)には、財務諸表に開示されている関連者間取引の合計金額が、関連事業年度において、1,500万S\$を超えるかどうかを記入します。超えている場合、確定申告書と共に、RPT Form (Reporting of Related Party Transactions)を提出する必要があります。

関連者間取引の合計金額とは、損益計算書に記載されている関連者間取引と、貸借対照表に記載されている関連者との債権・債務の年度末残高の合計で、経営者に支払われる報酬や配当を除くとしています。

内国歳入庁はガイドラインの中で、一定の基準に従って納税者を選択し、移転価格方法の決定や文書化が適切に実施されているかどうかをチェックする「移転価格コンサルテーション」を定めています。RPT Formは、この移転価格コンサルテーションおよび移転価格調査に有効活用されるものとしています。

(注1) 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により、多

国籍企業などが課税所得を操作し課税逃れを行っている問題に対応するためのプロジェクト。

(シンガポール・ジャパンドesk)

4. [連載①]ASEANにおける地域統括会社(RHQ)の有効活用 (シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン)

ASEANは、従来は「生産拠点」としての役割であったものが、「市場」としての役割が加わり、企業のグローバル戦略に欠かせなくなっています。

この流れを受け、ASEAN域内の各国拠点間の業務効率化を図るため、域内に地域統括会社(以下RHQ)を設立するケースも多く見られるようになっています。

現在、域内の中で下記の国々がRHQに対する優遇措置を設けています。

(RHQに対する優遇措置)

	シンガポール*	マレーシア	タイ	フィリピン
法人税通常税率	17%	24%	20%	30%
優遇税率	15% (国際統括本部の場合は0%、5% または10%)	0%、5% または10% (事業規模による区分)	海外関連会社向け：免税、国内関連会社向け：10%	10%
要件	資本金、雇用、事業支出、統括対象国数など			資本金、事業支出など

ジェトロが行ったRHQ機能に関する調査によれば、多くの日系企業にとって、上記の優遇措置があることがRHQの設置を決める主な要因ではないとしています。

理由としては、その認定要件の要求が高いこともあるものの、多くの場合、RHQの位置づけをコスト・センターと考え、利益を生み出さず、費用が集計される経理・人事等の管理部門であると考えているというものです。

これは欧米企業がRHQをプロフィット・センターとして位置づけ、税効果の最大化という意識か

らこの制度を積極的に活用しているのとは対照的としています。

また、役割によってRHQ機能の分散化も見られます。自動車産業などの製造業が集中するタイでは、域内製造拠点に対する技術支援や生産管理機能がタイのRHQに集まっており、シンガポールでは販売・マーケティング機能や金融・財務などの経営支援機能を担う場合が多く見られます。

この調査から見えることは、企業がRHQを設立する際には、まずその目的が何なのか、例えばガバナンス若しくは販売強化なのかをクリアにした上で、それに応じた役割と機能、意思決定権限をRHQに付与し、これを本社と現地双方が認識していることが必要です。

また、ASEANは多種多様な民族・宗教の集まりであり、国間の較差も大きい中で、RHQの設立後も常に運営上の模索が続いていくことが予測されます。そのような意味では、各企業におけるRHQの設立・運営スキームは唯一無二であると言えます。

次回以降は、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンのRHQに対する優遇措置についてそれぞれ見ていきます。

5. 国際税務の基礎知識

Q 「租税条約」とはなんですか？

- A**
- ① 租税条約とは、二重課税や脱税を防ぐための、「二国間の取り決め」のことです。
 - ② 海外拠点がある場合、税金計算には「日本の法令」と「海外の法令」にくわえて、「租税条約」の内容も影響します。

租税条約とは？

日本には、たとえば「法人税法」があって、法人の所得を集計して税額を計算し、納税します。

一方、複数国で展開する会社に対して、ワールドワイドに所得を計算して税額を計算する、いわば「国際法人税法」のようなものは、存在しません。

基本は「日本の法令」と、「海外の法令」の両面から判断されます。

たとえば、海外と取引をしたとき、そこに税金が発生するかどうかは、日本の法人税法に照らして判断されると同時に、海外の税法がどのように定めているかをみます。

そのとき、場合によっては、日本と海外の両方で課税が発生する（二重課税）おそれがあります。これを調整することを目的として、「租税条約」が定められている場合があります。

つまり、「日本の法令」と「海外の法令」に、「租税条約」を加味して最終的な租税関係が判断されることとなります。

日本では、平成29年7月現在、110か国・地域と、68の租税条約が締結されています。

☑ 租税条約の規定内容

租税条約の規定内容として、例えば以下のようなものが挙げられます。

それぞれの項目の内容については、今後重要ポイントを中心ご説明していきます。

項目	規定内容
源泉徴収税の減免	<p>⇒ 配当や利子・ロイヤリティにかかる、海外での源泉徴収税を減免することにより、二重課税を回避する規定です。</p> <p>⇒ これにより、海外への投資・事業活動を推進する効果が期待されます。</p> <p>⇒ かなり多くの租税条約において、源泉税の減免が規定されています。</p>
短期出張	⇒ 一定の条件のもと、短期の出張者

者の免税	(一般的には年間で183日以内)について、海外での所得税が免除されます。
PE (恒久的施設)	<p>⇒ 海外にPE (恒久的施設) が存在しない場合には、海外では原則として課税できません。</p> <p>⇒ PE: Permanent Establishment。「事業を行う一定の場所」を意味します。海外に現地法人がなくても、海外支店や海外営業所がPEと認定されてしまうリスクに注意が必要です。</p>
情報交換	⇒ 税務調査に必要な情報を交換する等の目的のため、国家間での情報交換が規定されます。

(税理士法人みらいコンサルティング)

6. ニュース

下記事項へのお問い合わせは、大久保 michiyo-okubo@miraic.jp までお知らせください。

➤ 案件情報

【M&A 売案件 マレーシア No. 17】

事業内容：オイル&ガス業に対する管理サービス
 売出し割合：過半数～100%売却希望
 希望金額：30,000,000 マレーシアリングギット (100%の場合)

概要：セラランゴール州、オイル&ガス業界向けの安全管理・リスクマネジメントプログラムの策定、安全管理ソフトの提供、当該プログラムに基づく日々の安全管理、従業員に対する安全教育など。主たる顧客は、ペトロナス、シェル、JX 等。

【BM 案件 マレーシア No. 18】

事業内容：PKS (Palm Kernel Shell / パーム椰子種殻) の販売先を探している。
 コメント：月 8,000～10,000MT (Metric Ton) を提供可能、マレーシア産。


(セミナー) マレーシア ラブアン金融センター・経済特区を活用したビジネスの勧め

LABUAN IBFC:
THE LEADING MIDSHORE BUSINESS AND FINANCIAL CENTRE IN ASIA
PACIFIC

ラブアン経済特区は、アジア太平洋地域のタックスヘイブン（租税回避地）として、近年シンガポールや香港と並んで注目されています。本セミナーでは、「ミッドショア」として、アジアのビジネスや金融をけん引するラブアンの概要や、活用されているビジネススキームなどをご紹介します。また、日本企業が活用するにあたっての税務上の留意点についてもご説明いたします。

[主催] マレーシア ラブアン国際
 商業金融センター (Labuan IBFC)



[共催] 未来コンサルティング


[後援]

マレーシア投資開発庁 (MIDA)



[日時・会場]

いずれも 9:00 受付開始、9:25-13:00

大阪：2017年10月16日（月）

TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前

大阪市北区曽根崎新地 2-3-21 ax ビル 4F

名古屋：2017年10月18日（水）

TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口

名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル

東京：2017年10月20日（金）

TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング

[参加費] 無料

[申込] prt.nu/3/MIRAI

上記のアドレスにアクセスし、該当セミナー
 をご選択のうえフォームにご入力ください。



[お問い合わせ先]

未来コンサルティンググループセミナー事
 務局 seminar-tokyo@miraic.jp

(内容若しくはASEANに関するお問合せ) Mirai Consulting Malaysia SDN BHD newsletter-asean@miraic.jp

未来コンサルティングの ASEAN ネットワーク

《シンガポール・ジャパンデスク》	Reanda Adept PAC 内
《インドネシア・ジャパンデスク》	Reanda Bernardi 内
《ベトナム・ジャパンデスク》	Leadco Legal Counsel (Leadco) 内
《フィリピン・ジャパンデスク》	Somera Penano & Associates 内
《ミャンマー・ジャパンデスク》	U Min Sein Law Business 内
《カンボジア・ジャパンデスク》	REANDA LLKG (Cambodia) Co., Ltd 内
《マレーシア現地法人》	mirai Consulting Malaysia SDN BHD
中国その他の海外ネットワーク	https://www.miraic.jp/overseas/

本ニュースレターは2017年7月末現在の
 の情報に基づいて作成されたものであ
 り、情報提供のみを目的としています。
 一般的に信頼できると思われる情報に
 基づき作成しておりますが、その信憑
 性・正確性を保証するものではありません。
 本資料の全部又は一部を引用、
 複写、転送されることはご遠慮いた
 だきますようお願い申し上げます。